

令和5年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名：山口県

| | |
|---------|--|
| ・ 職員の範囲 | 特定事業主行動計画を合同で策定している知事部局、労働委員会事務局、企業局、議会事務局、監査委員事務局、人事委員会事務局、選挙管理委員会事務局、日本海海区漁業調整委員会、瀬戸内海海区漁業調整委員会及び内水面漁場管理委員会に勤務する職員 |
| ・ 職員の区分 | ①任期の定めのない常勤職員 ②任期の定めのない常勤職員以外の職員 (任期付職員、再任用職員、臨時的任用職員、会計年度任用職員) |
| ・ 対象給与 | 令和5年4月から3月までに支給した給与の総額 (給料、諸手当及び特別給の総額。通勤手当の非課税部分等実費経費は除く。) |
| ・ 算出方法 | 女性職員の平均年間給与／男性職員の平均年間給与 * 平均年間給与 = 給与総額 ÷ 職員数 (各月の給与支払日の職員数の平均) * 任期の定めのない常勤職員以外の職員の職員数は、勤務時間等に応じた換算人数による。 (勤務時間が常勤職員の半分の職員は、0.5人として算定) |

1. 全職員に係る情報

| 職員区分 | 男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合) |
|-----------------------|---------------------------------|
| 任期の定めのない常勤職員 (①) | 87.6% |
| 任期の定めのない常勤職員以外の職員 (②) | 75.2% |
| 全職員 (①+②) | 76.9% |

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

| 役職段階 | 男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合) |
|-------------|---------------------------------|
| 本庁部局長・次長相当職 | 93.5% |
| 本庁課長相当職 | 97.4% |
| 本庁課長補佐相当職 | 95.9% |
| 本庁係長相当職 | 97.8% |

(2) 勤続年数別

| 勤続年数 | 男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合) |
|--------|---------------------------------|
| 36年以上 | 90.3% |
| 31～35年 | 97.3% |
| 26～30年 | 94.6% |
| 21～25年 | 91.7% |
| 16～20年 | 91.7% |
| 11～15年 | 92.1% |
| 6～10年 | 90.2% |
| 1～5年 | 95.9% |

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。

【説明欄】

- * 任期の定めのない常勤職員については、男性職員の方が平均年齢が高く、また、扶養手当の受給者が多いことなどから、全体的な傾向として男性職員が女性職員を上回っている。
- * 任期の定めのない常勤職員以外の職員については、男性職員の方が、専門的な職務経験等を要する報酬単価の高い職員の割合が高いことから、男性職員が女性職員を上回っている。
- * 全職員については、女性職員の方が、任期の定めのない常勤職員以外の職員（会計年度任用職員等）の割合が高いことから、任期の定めのない常勤職員の差異と比べ、男女の差異が大きくなっている。